

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市水道局契約規程（平成 4 年水道局規定第 9 号）第 4 条に基づいて告示します。

令和 4 年 12 月 1 日

札幌市水道事業管理者  
水道局長 佐々木 康之

記

**1 使用許可担当部局**

〒060 - 0041

札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

札幌市水道局総務部財務課財務調査係（電話 011 - 211 - 7016 FAX 011 - 232 - 1740）

**2 入札に付する事項**

- (1) 件名 令和 5 年度自動販売機設置事業者募集
- (2) 仕様等 「令和 5 年度自動販売機設置事業者募集案内書」（以下「案内書」）という。）による。
- (3) 使用許可期間 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、設置運営に関する重大な過失等がない場合は、1 年毎に 2 回まで更新することができます。
- (4) 使用許可場所 案内書のとおり
- (5) 入札方法 1 台あたりの月額（税抜）で行う。使用料は、入札価格を 1 台あたりの月額使用料とし、これに台数を乗じ、消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額を物件の月額使用料とする。なお、1 台あたりの最低使用料（月額 1,300 円/台（税抜））を設定している。

**3 入札参加資格**

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市水道局契約規程第 2 条第 2 項の規定に基づく資格停止期間中でないこと（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）。)
- (3) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業所を置いていること。
- (5) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属するものでないこと。
- (7) 上記(6)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (8) 札幌市税の未納が無いこと。

#### 4 応募申込み手続き

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する関係書類を提出すること。

申込みにあたっては案内書を熟読し、各種案件、現地の状況等を確認の上、申込みすること。

(1) 受付期間

令和4年12月1日（木）から令和4年12月20日（火）までの平日午前8時45分から午後5時15分まで（正午～午後1時を除く。）※郵送の場合は、申込み期限必着とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在中」と標記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れて密封すること。

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 案内書を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

なお、案内書は札幌市水道局ホームページにて公開する。

（ホームページアドレス <https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/info/jihanki-boshu.html>）

(2) 入札の日時及び場所

令和5年1月18日（水）10時00分

札幌市水道局本局庁舎3階B会議室

（札幌市中央区大通東11丁目23番地）

(3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること

（送付及び電送による提出は認めない。）。

#### 6 入札手続等

(1) 入札保証金 要

ア 入札保証金は、1台あたりの最低使用料×12か月×設置台数×100分の3の額とする。

イ 納めた入札保証金は、落札されなかった者については、入札終了後に還付申出書の提出により後日還付するが、落札を取り消された者の入札保証金は、札幌市水道局に帰属する。また、落札者については、自動販売機設置に係る行政財産の使用許可後に入札保証金を返還する。

ウ この入札保証金を札幌市水道局が返還する場合は、利息を付さない（後日、郵便局以外の指定金融機関に振込みを行う。）。

エ 過去2年間に札幌市その他の官公庁への自動販売機の設置実績がある場合は、この保証金を免除するので、設置実績申告書を参加申込書と併せて提出すること。

(2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に係る条件に違反した者のした入札その他札幌市水道局契約規程第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 行政財産使用許可申請書の提出の要否 要

(5) 最低使用料の設定 有

(6) 落札者の決定方法

札幌市水道局契約規程第 7 条に基づき作成された最低使用料以上の価格のうち、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は案内書による。

以上